第四章　協力
第十七条　協力の範囲及び形態
第十八条　環境
第十九条　貿易及び投資の促進
第二十条　公共基盤
第二十一条　情報通信技術
第二十二条　科学技術
第二十三条　エネルギー
第二十四条　観光
第二十五条　繊維
第二十六条　中小企業
第二十七条　保健
第二十八条　娯楽及び情報
第二十九条　冶金
第五章　最終規定
第三十条　実施
第三十一条　目次及び見出し
第三十二条　改正
第三十三条　効力発生
第三十四条　紛争解決

前文

日本国政府及びインド共和国政府は、

日本国とインド共和国との間の包括的経済連携協定（以下「基本協定」という。）第十三条の規定に従って、

次のとおり協定した。

第一章　総則

第一条　定義

この取極の適用上、

(a)　「両締約国」とは、日本国及びインド共和国（以下「インド」という。）をいい、「締約国」とは、日本国又はインドをいう。

(b)　「両締約国政府」とは、日本国政府及びインド政府をいい、「締約国政府」とは、日本国政府又はインド政府をいう。

第二章　税関手続

第二条　相互支援及び協力

1　両締約国政府は、要請に応じ又は自己の発意により、関税法令の適正な適用の確保並びに関税法令の違反及びその未遂（以下この章において「関税法令違反」という。）の防止、調査及び抑止のために必要な情報を、それぞれの税関当局を通じて相互に提供する。この目的のため、両締約国政府の税関当局（以下この章において「両税関当局」という。）は、要請に応じ、特に、物品の輸送及び船積みに関する情報であって、当該物品の価額、処分及び仕向地を示すものを相互に提供する。

2　両税関当局は、必要な場合にはそれぞれの締約国政府の他の国内当局と協力して、関税法令違反の取締りに関して、協力し、及び情報を交換する。

3　両締約国政府は、必要かつ適当な場合には、それぞれの税関当局を通じて、新たな税関手続の研究、開発及び試験、取締りのための新たな装置及び技術の研究、開発及び試験、税関職員の訓練活動並びに税関当局間の人的交流の分野において協力する。

4　(a)　要請を受けた税関当局（以下この章において「被要請当局」という。）は、要請を行った税関当局（以下この章において「要請当局」という。）に対して次の情報を提供する。

(i)　要請当局の国の関税領域に輸入された物品が、被要請当局の国の関税領域から適法に輸出されたかどうか。

(ii)　要請当局の国の関税領域から輸出された物品が、被要請当局の国の関税領域に適法に輸入されたかどうか。

(b)　(a)の規定に従って提供される情報には、要請に応じて、当該物品の通関の際に用いられた税関手続が含まれる。

第三条　情報通信技術

1　両税関当局は、その税関手続における情報通信技術の利用を促進するために協同の努力を払う。

2　両税関当局は、税関手続を改善するため、情報通信技術の利用に関する情報（最良の慣行を含む。）を交換する。

第四条　危険度に応じた管理手法

1　両締約国間で取引される物品の通関を容易にするため、両税関当局は、危険度に応じた管理手法を採用し、及び維持する。

2　両締約国政府は、危険度に応じた管理手法の使用及び危険度に応じた管理手法に関する技術の向上を促進するよう努める。

3　両税関当局は、危険度に応じた管理手法に関する技術その他の取締りのための技術に関して、情報（最良の慣行を含む。）を交換する。

第五条　不正取引の取締り

1　両税関当局は、必要な場合にはそれぞれの締約国政府の他の国内当局と協力して、税関官署での通関における不正な薬物その他の禁制品の取引の取締りに関して、協力し、及び情報を交換する。

2　両締約国政府は、税関官署での通関における不正な薬物その他の禁制品の取引の防止のため、関税協力理事会の下での地域的な協力を促進するよう努める。

第六条　知的財産権

両税関当局は、それぞれの締約国の法令及び自己の権限の範囲内で、知的財産権を侵害する疑いのある物品の取引の取締りに関して、協力し、及び情報を交換する。

第七条　情報の交換

1　この章の規定に基づき一方の締約国政府の税関当局が他方の締約国政府の税関当局に提供する情報については、他方の締約国の関税法令に基づく当該他方の締約国政府の税関当局の職務の遂行のためにのみ使用する。ただし、当該一方の締約国政府の税関当局が当該他方の締約国政府の他の国内当局による使用を明示的に書面で承認した場合は、この限りでない。

2　1の規定にかかわらず、情報を提供する税関当局が別段の通知をする場合を除くほか、この章の規定に従って情報を入手した税関当局は、当該情報を自己が属する締約国の関連法執行機関に提供することができる。当該関連法執行機関は、3から6までに定める条件の下で当該情報を使用することができる。

3　この章の規定に基づいて提供される情報については、提供を受ける締約国政府は、裁判所又は裁判官が行う刑事手続において使用してはならない。